

## 関東中学校体育大会監督・引率細則

本細則が適用されるのは、学校事情により、日常指導している顧問が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に保護者及び外部指導者の引率を認めるものではない。

\*外部指導者については、「外部指導者の規程」参照のこと。

(1) 保護者及び外部指導者の引率を認める個人種目は、次の10種目とする。

- ① 陸上競技 ② 体操競技 ③ 新体操 ④ 水泳競技 ⑤ 卓球  
⑥ 柔道 ⑦ 剣道 ⑧ バドミントン ⑨ 相撲 ⑩ ソフトテニス

\*陸上競技・水泳競技のリレーは、個人種目として取り扱わない。但し、陸上競技等における各校選抜のリレーチームについては、その限りではない。

(2) 引率者としての保護者及び外部指導者は、監督の資格を認めない。(監督については、当該の校長と当該中学校体育連盟競技部が協議し、監督を引き受けた校長・本人へ文書で依頼する。)

\*手続きは、様式 2. 3. 4. 5をもって行う。

(3) 生徒は、各都県の予選を通過する等、関東大会出場が決定していなければならない。

(4) 引率者としての保護者及び外部指導者は、学校に届出のあった者をいう。

(5) 個人種目に該当するソフトテニス等はダブルスであるから、1人の生徒に1名の引率者(保護者及び外部指導者)が付き2名となる。兄弟・姉妹の場合は1名でよい。

(6) 大会に出場する責任は学校にあり、したがってその手続き(大会参加に必要な書類の記入及び提出)及び、引率者・生徒への指導は校長が行う。

(7) 保護者及び外部指導者が引率する場合、大会申込書の「引率者・自宅電話」欄に記入する。

(8) 引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合、退場を命じ生徒は失格となることもある。

(9) 引率上の留意点・大会会場における留意点

①引率上の留意点等

- (ア) 引率時は、公の交通機関を利用する。
- (イ) 引率上の責任は保護者及び外部指導者にあるので、引率者・生徒共に任意の傷害保険等に参加する。加入手続きは引率者が行い、費用についても自己負担とする。
- (ウ) 引率に係る保護者及び外部指導者の費用は、原則として自己負担とする。
- (エ) 生徒の服装、持ち物等については、学校のきまりに従う。
- (オ) 大会の結果と帰校報告を当日中に行う。
- (カ) 宿泊する場合は、学校（大会本部）より指示された宿舎とする。
- (キ) その他、引率に必要な事項を指導する。

②大会会場における留意点等

- (ア) 大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。
- (イ) 各競技会場の使用上のきまりに従う。
- (ウ) 打合せ会等に参加し、大会運営に協力する。
- (エ) ゴミ等は持ち帰りを原則とする。校長が依頼した監督に連絡を取る。

(10) 外部指導者の規程

- ① 外部指導者とは、当該校長が、人格、指導面において優れていると認めた者（満20歳以上）であり、学校の教育方針に基づき、顧問教員の指導計画に従い、日頃から指導にあたっており、公式試合の遂行ができる者のことをいう。また、事前に校長との間で、外部指導者としての契約が文書でなされていること。
- ② 申請にあたっては、大会ごとの申し込み用紙の外部指導者欄に記入すること。
- ③ 外部指導者の身分保障については、当該校が責任を負うものとする。
- ④ 規則違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長又は競技専門部長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
- ⑤ 中学校の教職員は、外部指導者として認めない。
- ⑥ この規定以外のことは、各競技専門部の規程及び大会要項の通りとする。

\*この規程は、平成8年4月1日から施行  
平成15年4月1日に改定